

18歳から投票できるんです

参院選 7.10

7月10日(日)は、参議院議員
通常選挙(公示日〓6月22日)の
投票日です。今回の選挙より、選挙権年齢が
満18歳以上に引き下げられました。
こうなったらイイなあ、と普段感じている
思いを、私たちの代わりに実現してくれる
「代表者」を選ぶこと、それが選挙です。
忘れずに投票しましょう！



郵便投票について

身障者手帳等をお持ちの方で、一定の条件を満たす方は郵便を利用して投票ができます。事前に郵便投票証明書の交付手続きが必要です。お問い合わせください。

投票ができる方

平成10年7月11日までに生まれた方で、平成28年3月21日までに那覇市に入届出をされて引き続き居住している方。

転出者について

平成28年2月21日以前に市外へ転出された方は原則として那覇市での投票は出来ません。新住所の投票所での投票になります。平成28年2月22日以降に市外へ転出した方についても那覇市での投票が出来ない場合があります。詳しくは選挙管理委員会へお問合せください。

大切な一票
忘れず投票



点字・代理投票

目の不自由な方のために、各投票所に点字器を用意しています。また、身体が不自由なため候補者の氏名などが書けない方は係員に申し出れば補助員が立会いの上で代理の者が候補者の氏名などを書きます。投票の秘密は法律により堅く守られますのでご安心ください。

鏡原中学校の建て替え工事に伴う投票所の変更について

- 該当地域 小禄1丁目、鏡原町
- 投票所
変更前〓鏡原中学校
変更後〓療育センター
(鏡原町10番40号)

期日前投票

投票日当日に投票所へ行けない方は期日前投票ができます。投票所、期間、投票時間は次のとおりです。
沖縄大学期日前投票所へは駐車場がございますので、公共交通機関でお越しください。



投票所	期 間	投票時間
市役所本庁舎1階	6月23日(木) 7月9日(土)	午前8時30分 午後8時
首里支所1階会議室 真和志庁舎地下会議室		午前9時 午後6時
サンエー那覇メインプレイス 5階中央出入口付近	7月4日(月) 7月9日(土)	午前10時 午後8時
イオン那覇店(小禄ジャスコ) 5階西側エレベーター乗場 NEW/ 沖縄大学本館多目的学習室(1日のみ)	6月30日(木)	午前10時 午後6時

※沖縄大学に期日前投票所を設置したことにより、首里支所、真和志庁舎の期日前投票時間に変更になります。

大学に期日前投票所を設置

今回の参院選から、選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられることに伴い、若者の投票率UPを目指して、沖縄大学内に期日前投票所を設置します！

学生が多く集まる平日の1日限定で開設されますが、沖縄大学の学生だけでなく、選挙権を有する大学関係者、周辺住民の方もご利用できます。



お問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎951・3215

蚊に用心！

蚊は、多くの感染症を媒介します。現在、沖縄県内ではデング熱やジカ熱の原因となるウイルスを持った蚊は確認されていませんが、これらのウイルスを媒介する蚊(ヒトスジシマカ)は身近で発生しています。蚊から病気をうつされないためには、蚊を発生させない、蚊に刺されないことが重要です。



デング熱、ジカ熱に感染するとどうなるの？

ジカ熱やデング熱は、そのウイルスを持った蚊が人を吸血することで感染します。感染してもすべての人に症状が出るわけではありませんが、発熱や関節の痛み、発疹がでるといった症状が1週間ほど続きます。ジカ熱は妊婦が感染すると小頭症などの先天性障害を持った子どもが生まれたり、デング熱では出血を伴うデング出血熱となり重症化したりする可能性があります。

蚊を発生させない工夫を

- ① 蚊はちよつとした水たまりにも卵を産みます。バケツや鉢の水受け皿、空き缶などに水がたまっていないか点検しましょう。
- ② 草むらやヤブは定期的に手入れをし、日が当たるようにしましょう。

蚊に刺されない工夫を

- ① 蚊を家に入れない
ドアの開けっ放しに注意し、窓には網戸を取り付け蚊の侵入を防ぎましょう。
- ② 刺されないようにする
野外では、長袖、長ズボンを着用し、はだしのサンダル履きは避け、肌の露出をできるだけ少なくしましょう。虫よけスプレーを適宜使用しましょう。
- ③ 草むらなどに近づかない
暗く湿気の多い場所、草むらなど、蚊が好んで生息する場所には近づかないようにしましょう。

蚊の防除のポイントは、成虫を駆除するより幼虫(ボウフラ)の発生を減らすことです。身の回りで蚊の発生源となる場所がないか確認しましょう。
市では、下水道が整備されていない地域などでの側溝等を重点薬剤散布箇所(約35箇所)として、ボウフラの駆除を定期的に行っています(昆虫成長制御剤の投入)。

また、「蚊が大量に発生している」などの情報があるときは、発生場所の調査を行い、土地の所有者や施設管理者に対して蚊の防除対策を促します。詳しくは環境衛生課までお問い合わせください。



お問い合わせ
環境衛生課 ☎951・1530

蚊の発生源となる「小さな水たまり」

